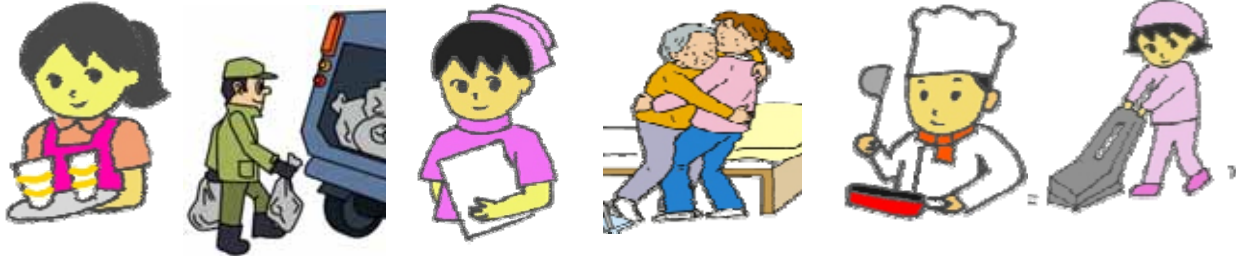


なくそう労働災害

～ 第三次産業編 ～



1 職場の安全衛生確保は事業者の責務です。

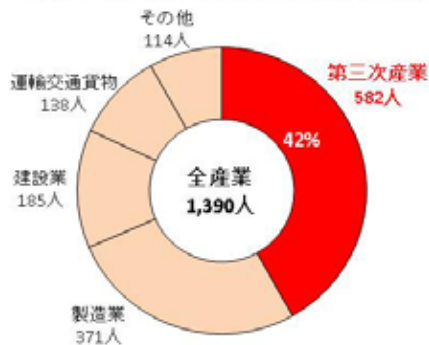
労働災害防止対策及び業務上疾病予防対策の的確な推進は、事業者の責務です。この責務を全うし、労働災害等を無くすため、事業主が率先して防止対策の推進に取り組まなければなりません。

2 第三次産業における労働災害の状況

平成22年に長崎県内で発生した休業4日以上の労働災害発生件数は全産業で1,390件、その内約42%(582件)は、商業、飲食店、病院、社会福祉施設、ビルメンテナンス業などの第三次産業において発生しています。

長崎県内における休業4日以上の労働災害件数は減少傾向にありますが、第三次産業での発生件数は、ここ10年間増加傾向にあります。

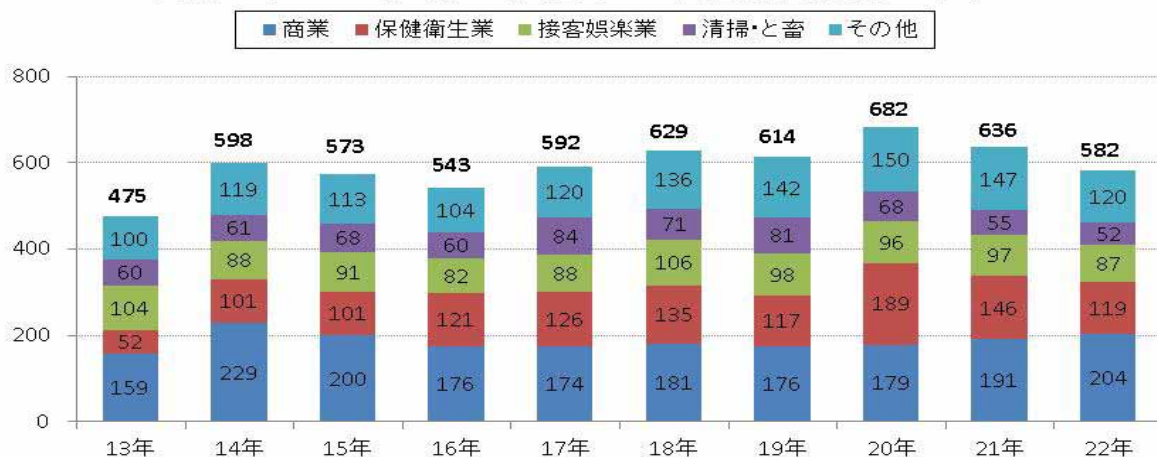
平成22年 業種別労働災害発生状況(長崎県)



労働災害発生件数及び第三次産業の割合



平成13年～22年 第三次産業の業種別災害発生状況



労働災害を防止するには

1 安全衛生管理体制を整備しよう

労働災害防止、労働者の健康管理は業務を行う上で重要であり、その責務は事業主にあることはいうまでもありません。

しかし、事業主だけで全てを行うことは困難です。安全衛生管理担当者の選任、安全衛生委員会等の設置など安全衛生管理体制を整備することで、組織的な安全衛生管理に取り組みましょう。

事業場の安全衛生管理体制については、業種や労働者数で異なりますので下表で確認して下さい。

業種 労働者数	清掃業	各種商品卸売業 家具・建具・什器等卸売業 各種商品小売業 家具・建具・什器等小売業 燃料小売業 通信業 旅館業 ゴルフ場業	その他の第三次産業
1000 ~	総括安全衛生管理者 安全管理者 衛生管理者 産業医	総括安全衛生管理者 安全管理者 衛生管理者 産業医 安全衛生委員会	統括安全衛生管理者 衛生管理者 産業医 衛生委員会
300 ~ 999	産業医	安全管理者 衛生管理者 産業医 安全衛生委員会	衛生管理者 産業医 衛生委員会
100 ~ 299	安全衛生委員会	安全管理者 衛生管理者 産業医 安全衛生委員会	
50 ~ 99	安全管理者 衛生管理者 産業医 安全衛生委員会	安全管理者 衛生管理者 産業医 衛生委員会	
10 ~ 49	安全衛生推進者 安全衛生会議等	安全衛生推進者 安全衛生会議等	衛生推進者 安全衛生会議等
1 ~ 9	安全衛生会議等	安全衛生会議等	安全衛生会議等

2 作業方法を確立しよう

作業の内容を的確に把握し、安全な作業方法を定め、労働者に周知しましょう。

作業場の整理・整頓に努め、適切な作業空間を確保しましょう。

労働者の身体に過度の負担をかけないような作業姿勢や作業手順としましょう。

3 機械設備・作業環境の安全化を進めよう

高所や階段など墜落等の危険性がある場所には、手すりや滑り止めを取り付けるとともに、必要に応じ安全帯を使用しましょう。

床面や通路は滑りにくいものにしましょう。

床面や通路の段差はできる限り無くし、改善できないときには段差の表示をしましょう。

機械の安全装置や安全カバーは有効な状態で使用し、安全装置等を解除した場合には自動停止するなど、機械設備の本質安全化を図りましょう。

作業するのに必要な明るさを確保しましょう。

労働安全衛生のリスクアセスメントに取り組みましょう。

- ・ リスクアセスメントとは、作業における危険性等を特定し、災害が発生した場合の重篤度と発生頻度を組み合わせてリスクを見積り、防止対策を検討し、必要な改善を行うことでリスクを取り去る手法です。
- ・ リスクアセスメントが定着すると、災害の芽（リスク）が低くなり、災害が発生しにくくなります。



「リスクアセスメントをやってみよう 危険性又は有害性の調査等に関する指針」「流通・小売業における行動災害のリスクアセスメントのすすめ方 店舗におけるリスクアセスメントの実施のために (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/index.html>)等参照下さい

4 安全衛生教育を実施しよう

労働者を雇い入れた場合、作業内容を変更した場合には、安全衛生に関する教育を実施し、作業手順を遵守するよう周知徹底しましょう。

うっかり、ぼんやりなどヒューマンエラーによる災害を防止するため、定期的に教育を実施し、労働者の安全衛生意識の高揚に努めましょう。

交通ルールを遵守し、安全運転に努めましょう。

5 健康診断を実施しよう

労働者を雇い入れるときの、雇入時の健康診断

労働者に対する1年1回の定期健康診断

特定業務従事者(深夜業従事者など)に対する6か月に1回の健康診断

有機溶剤や特定化学物質等を使用する労働者に対する6か月に1回の健康診断

健康診断の結果、有所見者に対しては二次健診を受診させる等、労働者の健康確保に努めましょう。

6 長時間労働を防ごう～過重労働による健康障害防止のために～

労働時間を適正に把握しよう(始業・終業時刻の確認・記録)。

時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。

時間外労働が月80時間を超える労働者に対しては、医師の面接指導の実施に努めましょう。

(労働者50名未満の事業場で産業医を選任していない事業場については、各労働基準監督署の管轄ごとに設置している地域産業保健センターをご活用下さい。)

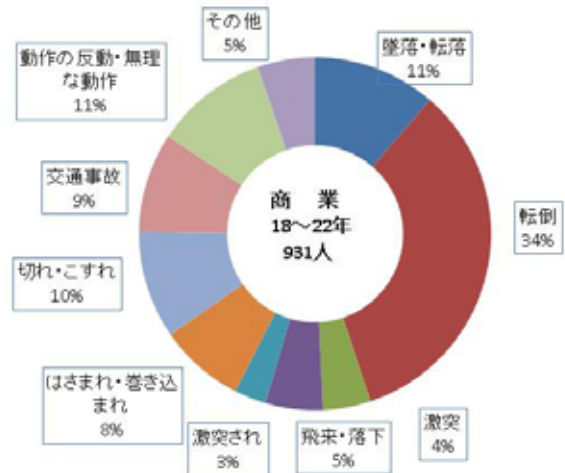
労働者の疲労蓄積度チェックリスト(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/06/tp0630-1.html>)を活用しましょう。

商業の労働災害防止

商業においては、平成18年～平成22年の5年間に931人の方が、休業4日以上労働災害に被災しています。被災者は、主に通路等での「転倒」、高所や脚立からの「墜落・転落」、加工機械や刃物による「切れ・こすれ」等により負傷しています。



平成18年～22年 商業の事故の型別 労働災害発生件数



災害を発生させないためのポイント

転倒防止対策

- 1 通路、床は滑りにくい材質にしましょう。
- 2 通路のくぼみや段差をなくしましょう。
- 3 通路の水ぬれは、すぐに拭き取りましょう。
- 4 通路に物を置かないようにしましょう。
- 5 滑りにくく安定した履物を履きましょう。



挟まれ・巻き込まれ 切れ・こすれ 防止対策

- 1 作動しているスライサーなどの機械には絶対に手を入れないようにしましょう。
- 2 機械の清掃や修理の際には必ず機械を止めましょう
- 3 機械の安全カバーは有効な状態で使用しましょう
- 4 台車は押して使用し、急がず、周囲に十分注意しましょう。
- 5 包丁などはよく研いだものを使用し、十分な教育・訓練を受けてから使用しましょう。
- 6 刃物類は、使用後はすぐに所定の場所に保管しましょう。

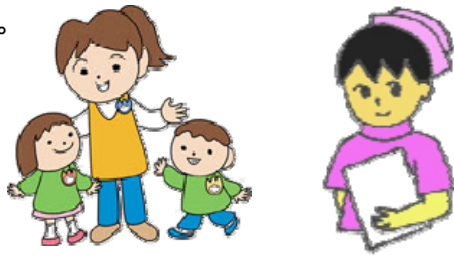
墜落・転落防止対策

- 1 脚立や踏み台は平らな場所で安定させて使いましょう。
- 2 階段には手すり、滑り止めを設けましょう。
- 3 高所の床の端には手すりを設けましょう。
- 4 トラックの荷台では無理な姿勢で作業せず、また、飛び降りたりしないようにしましょう。

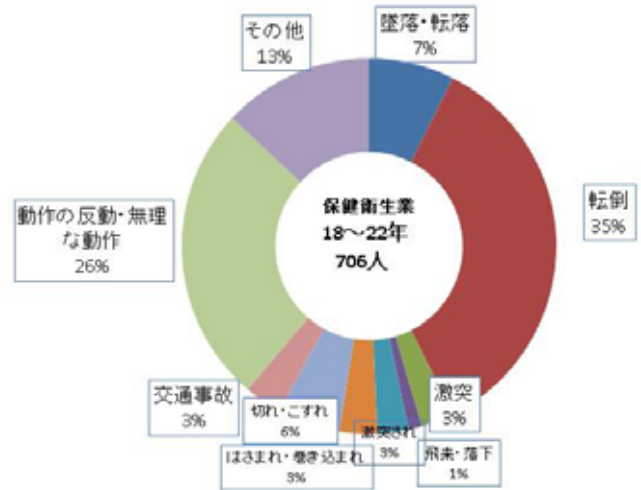


保健衛生業の労働災害防止

病院や社会福祉施設、保育園等の保健衛生業においては、平成18年～平成22年の5年間に706人の方が、休業4日以上労働災害に被災しています。被災者は、3割の方がフロア等での「転倒」、次いで看護・介護の際の腰痛などの「動作の反動・無理な動作」により負傷しています。



平成18年～22年 保健衛生業の事故の型別 労働災害発生日数



災害を発生させないためのポイント

転倒防止対策

- 1 通路、床は滑りにくい材質にしましょう。
- 2 通路のくぼみや段差をなくしましょう。
- 3 通路の水ぬれは、すぐに拭き取りましょう。
- 4 通路に物を置かないようにしましょう。
- 5 滑りにくく安定した履物を履きましょう。



腰痛防止対策

- 1 患者さんを起こすなど、腰部に負担のかかる作業は、できるだけ複数人で行いましょう。
- 2 患者さんを起こすときには、できるだけ身体に近づいて行きましょう。
- 3 中腰、前屈など無理な姿勢で長時間作業しない様にしましょう。
- 4 作業開始前に腰痛予防体操をしましょう。



墜落・転落防止対策

- 1 脚立や踏み台は平らな場所で安定させて使いましょう。
- 2 階段には手すり、滑り止めを設けましょう。
- 3 高所の床の端には手すりを設けましょう。



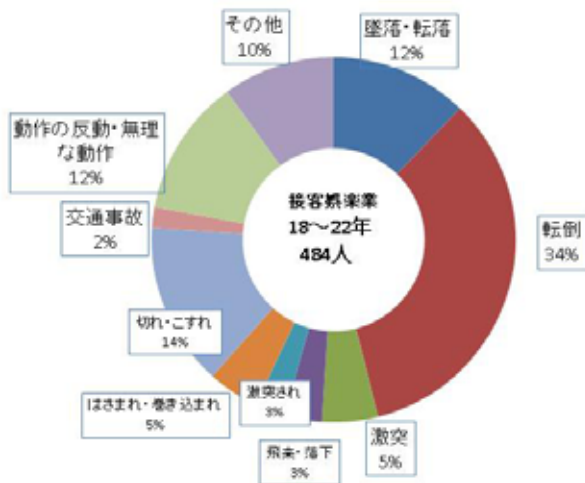
在宅介護サービス業におけるモデル安全衛生規程」「在宅介護サービス業における災害事例」「安全衛生チェックリスト(在宅介護サービス業用)」等 <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/index.html> を活用下さい。

接客娯楽業の労働災害防止

接客娯楽業においては、平成18年～平成22年の5年間に484人の方が、休業4日以上の労働災害に被災しています。被災者は、3割の方がフロア等での「転倒」、次いで手工具や刃物による「切れ・こすれ」、階段等からの「墜落・転落」により負傷しています。また、荷物運搬中の動作の反動・無理な動作等による腰痛も多発しています。



平成18年～22年 接客娯楽業の事故の型別 労働災害発生件数



災害を発生させないためのポイント

転倒防止対策

- 1 通路、床は滑りにくい材質にしましょう。
- 2 通路のくぼみや段差をなくしましょう。
- 3 通路の水ぬれは、すぐに拭き取りましょう。
- 4 通路に物を置かないようにしましょう。
- 5 滑りにくく安定した履物を履きましょう。



切れ・こすれ 防止対策

- 1 作動しているスライサーなどの機械には絶対に手を入れないようにしましょう。
- 2 機械に材料などが詰まった時には、必ずスイッチを切ってから取り除くようにしましょう。
- 3 包丁などはよく研いだものを使用し、十分な教育・訓練を受けてから使用しましょう。
- 4 刃物類は、使用後はすぐに所定の場所に保管しましょう。

墜落・転落 防止対策

- 1 脚立や踏み台は平らな場所で安定させて使いましょう。
- 2 階段には手すり、滑り止めを設けましょう。
- 3 高所の床の端には手すりを設けましょう。
- 4 トラックの荷台では無理な姿勢で作業せず、また、飛び降りたりしないようにしましょう。



腰痛 防止対策

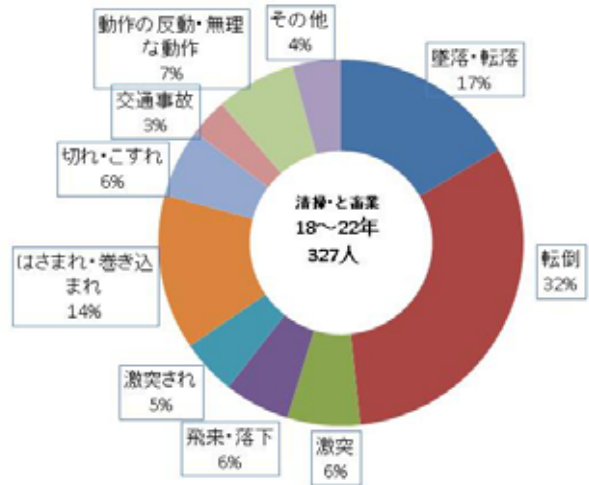
- 1 荷物は膝を軽く曲げ、呼吸を整えながらゆっくり持ち上げましょう。
- 2 重量物はできるだけ複数人で運びましょう
- 3 中腰、前屈など無理な姿勢で長時間作業しないようにしましょう。

清掃・と畜業の労働災害防止

清掃・と畜業においては、平成18年～平成22年の5年間に327人の方が、休業4日以上労働災害に被災しています。被災者は、主に清掃作業場での「転倒」、次いで階段や高所からの「墜落・転落」、機械等への「はさまれ・巻き込まれ」となっています。



平成18年～22年 清掃・と畜業の事故の型別 労働災害発生件数



災害を発生させないためのポイント

転倒防止対策

- 1 通路、床は滑りにくい材質にしましょう。
- 2 通路のくぼみや段差をなくしましょう。
- 3 通路の水ぬれは、すぐに拭き取りましょう。
- 4 通路に物を置かないようにしましょう。
- 5 滑りにくく安定した履物を履きましょう。



墜落・転落防止対策

- 1 脚立や踏み台は平らな場所で安定させて使いましょう。
- 2 階段には手すり、滑り止めを設けましょう。
- 3 高所の床の端には手すりを設けましょう。



挟まれ・巻き込まれ防止対策

- 1 機械の修理の際には必ず機械を止めましょう
- 2 機械の安全カバーは有効な状態で使用しましょう
- 3 台車は押して使用し、急がず、周囲に十分注意しましょう。
- 4 刃物類は、使用後はすぐに所定の場所に保管しましょう。



腰痛防止対策

- 1 荷物は膝を軽く曲げ、呼吸を整えながらゆっくり持ち上げましょう。
- 2 重量物はできるだけ複数人で運びましょう
- 3 中腰、前屈など無理な姿勢で長時間作業しないようにしましょう。
- 4 作業開始前に腰痛予防体操をしましょう。



「ビルメンテナンス業における労働災害防止のためのガイドライン」「産業廃棄物処理業にかかるモデル安全衛生規程」「安全衛生チェックリスト(産業廃棄物処理業用)」等(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/index.html>)を活用下さい。

職場の安全衛生のチェックポイント

チェックのポイント	結果
床面・階段・通路	
凸凹や水濡れ、荷物の放置などはありませんか(つまずき、滑りの原因)	
照明は十分に確保されていますか	
作業床の端や開口部には墜落防止のための手すりや囲いを設けていますか	
機械・設備	
機械の回転部や刃などの危険な箇所には防護措置がされていますか	
作業開始前に機械などの点検をしていますか	
機械の点検や掃除の際には電源をOFFにしていますか	
フォークリフト、クレーン、エレベーター、リフトは定期点検を実施していますか	
フォークリフトやクレーンの運転は有資格者が行っていますか	
機械のリスクアセスメントを実施していますか	
作業方法	
作業方法や作業手順を定めていますか	
作業開始前には作業方法や作業手順について指示をしていますか	
作業の危険性や有害性について定期的に検討、改善をしていますか	
荷物の上げ下ろしは、腰に負担がかからないようにしていますか	
脚立は、平らで安定した場所で使用していますか	
安全衛生意識の高揚について	
朝礼等において安全衛生に関する話をしていますか	
安全衛生に関する標語・ポスターを掲示していますか	
定期的に職場の安全衛生パトロールを実施していますか	
安全衛生教育について	
雇い入れ時や作業転換時に、教育を実施していますか	
資格が必要な作業の資格者は不足していませんか	
職長やグループリーダーに対する安全衛生管理の教育を実施していますか	
健康診断	
雇入時の健康診断を実施していますか	
定期健康診断をもれなく実施していますか	
有害作業にかかる特殊健康診断を実施していますか	
健康診断の結果を確認して、二次健診等の受診を勧めていますか	
安全衛生管理体制	
安全衛生委員会等の会議を定期的開催していますか	
総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・安全衛生推進者を選任していますか	
産業医を選任していますか	
労働時間の管理	
労働時間はタイムカード等の客観的なもの、又は管理者が直接把握していますか	
36協定は限度基準を超えていませんか	
時間外労働が月45時間を超えていませんか	
時間外労働が月80時間を超えたときに、医師の面接指導を受ける体制を整備していますか	

結果については、○・×など記入し、今後の安全衛生活動にお役立て下さい。

お問い合わせは
 長崎労働局（長崎市万才町7-1、095-801-0032）
 各労働基準監督署（長崎・佐世保・江迎・諫早・島原・対馬）まで
 （パンフレットは長崎労働局HPよりダウンロードできます）